

市川三郷町大学生等学業継続支援事業

大学、大学院、専門学校などへ修学している学生を持つ保護者に

町独自の支援金を給付します！

町では、新型コロナウイルス感染拡大防止措置による収入減などの影響を緩和し、学生の修学を支援するため支援金を給付します。

提出書類

- ①申請書
- ②保護者の本人確認書類のコピー
(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)
- ③対象学生の学生証、または在学証明証のコピー
- ④対象学生の健康保険被保険者証のコピー
- ⑤振込口座がわかる通帳などのコピー

申請場所

- 町役場本庁舎 政策秘書課政策推進係
- 町役場三珠庁舎 三珠支所庶務係
- 町役場六郷庁舎 六郷支所庶務係

詳細は町ホームページをご覧ください。
(<http://www.town.ichikawamisato.yamanashi.jp/02topics/2020-1021-1358-2.html>)

町政策秘書課 ☎ 055-272-1103



対象学生
1人
2万円

支給対象となる方は
申請して下さい。

【対象学生】平成14年4月1日以前に生まれ、令和2年11月1日現在、大学、大学院、専門学校などへ修学している学生

【支給対象者】令和2年11月1日時点で市川三郷町に住民登録があり、右記対象学生を扶養している保護者等

【給付金額】対象学生1人につき2万円

【申請期限】令和2年12月1日(火)から令和3年1月29日(金) ※当日消印有効

【申請方法】町ホームページから申請様式をダウンロードするか、町役場窓口備え付けの申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、郵送または直接役場窓口までお持ち下さい。

中小企業・小規模事業者

令和3年度新型コロナウイルスに係る 固定資産税減免措置

新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営環境に直面している中小企業・小規模事業者*の税負担を軽減するため、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準額を2分の1またはゼロとします。(令和2年度分は対象外)

※中小企業・小規模事業者とは…

- ◎資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ◎資本または出資を有しない法人の場合、通常使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ◎常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

【申請期間】令和3年2月1日まで

【申請場所】町役場本庁舎1階 税務課

(郵送提出先：〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3 市川三郷町役場 税務課 資産税係)

【申請手順】

- 申請様式に必要事項を記入
- 次の①及び②の書類を提示し、認定経営革新等支援機関(税理士、公認会計士、金融機関、商工会及び農協等)にこの減免措置の対象となる中小事業者等であることの証明をもらう

①令和2年2月から10月までの連続する3ヵ月間の事業収入が、どれだけ減少したかわかる書類(会計帳簿や青色申告決算書など)

②対象建物における事業専有割合がわかる書類(確定申告書の原価償却一覧及び固定資産税課税明細書)

- 申請様式に①及び②の書類を添付して町税務課へ申請

※申請書には認定経営革新等支援機関が確認した①及び②の書類の写しを必ず添付して下さい。

※償却資産につきましては例年通りの申告が必要です。

詳細は町ホームページをご覧ください。

(<http://www.town.ichikawamisato.yamanashi.jp/20life/14tax/2020-1019-1151-5.html>)

町税務課資産税係 ☎ 055-272-1104

町ホームページ



減免対象

- 事業用の家屋及び設備等の償却資産
- ※土地、居住用の家屋は対象外
- ※事業用と居住用が一体となっている家屋については事業用のみ対象(面積等により算出)

軽減率

事業収入の対前年同期比減少率 (令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヵ月間)	軽減
50%以上減少	ゼロに軽減
30%以上 50%未満	2分の1に軽減



期限間近

最初にお届けした商品券

12月10日まで
忘れていませんか？



第2次商品券 12月1日から

利用開始

町商工観光課 ☎ 055-240-4157

町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、町内全ての商店・事業所を応援し、全町民の生活支援、地域経済の活性化につながるよう、コロナに負けない「心の絆」商品券を配付しました。

最初にお届けした商品券は利用期限が間近(12月10日まで)となりました。お早めにご利用下さい。(紛失等の再発行はできません)

また「雪だるま」が目印の第2次商品券の利用が12月1日より開始となりました。ぜひご利用下さい。

市川三郷町地域活性化商品券事業
新型コロナウイルスに負けない「心の絆」商品券

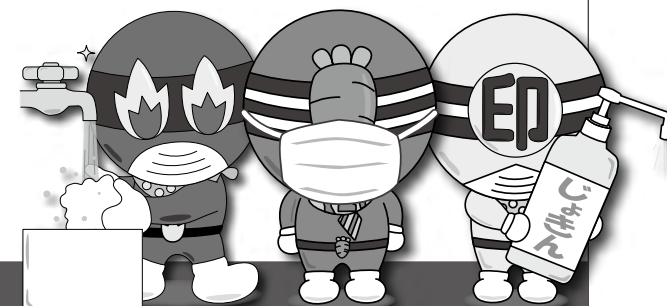
クリスマス
年末年始

新型コロナウイルス感染拡大防止 対策をお願いします

クリスマス、大晦日、初日の出などの年末年始は、多くの人が集まる機会が多い季節です。特に下記の事に注意し、感染拡大防止対策をお願いします。

- ☑ 参加される場合には、基本的な感染症防止策を徹底すること
- ☑ 基本的な感染防止策が徹底されていない行事、不特定多数の人が密集し、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えること
- ☑ 適切な対人距離の確保、手指消毒、マスクの着用、大声での会話の自粛など、適切な感染防止対策を徹底すること
- ☑ 街頭や飲食店での大量または長時間・深夜にわたる飲酒や、飲酒しての行事への参加はなるべく控えること
- ☑ 必要に応じて、家族同士で自宅で過ごす、オンラインイベントに参加するなどの新しい季節の行事の楽しみ方を検討すること

一人ひとりの意識がとても大切です



受賞おめでとうございます 日頃からの健康づくりにつとめる

毎年11月に開催される「いちかわみさと健康と福祉のつどい」では「虫歯のない5歳児」、「90歳以上で自他共に認める健康づくり実践者」、80歳以上で自分の歯が20本以上ある「8020表彰」、「88歳以上で共に健康な夫婦」などの表彰を行っています。

今年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催することはできませんでしたが、日頃より健康づくりにつとめる表彰者の皆さまを紹介します。

虫歯のない5歳児

青沼 有賀 池谷 一瀬 井上 遠藤 遠藤 大塚 大平 折井 笠井 金子 木谷 小島 小林 小林 小林 齊木 塩島 関部 丹沢 津幡 土橋 中込 根津 深澤 前田 松岡 宮川 村松 門西 渡辺	大和 莉実 菜穂 雄真 真莉 凛楽 優羽 輝真 将輝 春輝 奈々 晴衣 文昌 葵 沙寧 裕 美咲 混稀 あおい 光佑 ひかる 雄翔 晃登 一郎 光樹 湊登 歩武 卓士 愛麻 香莉 晴大	赤池 一瀬 伊藤 上田 遠藤 大龍 大原 岡島 加賀 片田 河西 北村 後藤 小林 小林 齊木 佐野 杉山 高荷 土屋 土佐 豊田 長廻 野澤 古屋 松浦 水上 宮川 望月 渡邊 渡邊	裕真 空喜 希菜 莉緒 友帆 志帆 康平 由佑 美光里 ひかり 智珈 月聖 陽葵 碧葉 和敬 駿介 凜果 楓果 天舞 亮太 優歌 こはる やえ 太陽 佳音 裕夢 佑士 みお 晴 陽葵
---	--	--	---

健康づくり 心掛けていること

- 表彰を受けた皆さんが教えてくれた健康づくりのために心がけていることを一部紹介します。
- 天気の良い日は畑仕事をしています。
- 好き嫌いをなく食べている。
- いろいろな人と関わったり、ボランティアをしたりしている。
- 趣味を楽しんでいる。
- カラオケを楽しんでいる。
- 定期的に歯医者さんに通っている。
- 毎日1日3回きちんと歯を磨いている。

90歳以上自他共に認める健康づくり実践者

小林 志子 さん(大塚)	土橋 美穂子 さん(大塚)
佐久間 とし子 さん(市川大門)	野村 和子 さん(市川大門)
笠井 聖弘 さん(岩間)	

8020表彰者

北畑 喬子 さん(上野)	渡邊 せつ子 さん(大塚)
今村 知江子 さん(市川大門)	立川 吉恵 さん(市川大門)
芦沢 一雄 さん(高田)	河西 五十鈴 さん(岩間)
河西 孝 さん(岩間)	齊藤 勝子 さん(岩間)
依田 政幸 さん(楠甫)	依田 洋澄 さん(楠甫)
有野 正男 さん(宮原)	

88歳以上でともに健康な夫婦

有泉 重雄 さん	義子 さん夫婦(市川大門)
今村 重治 さん	知江 さん夫婦(印沢)

感染症に負けない健康づくりに励みましょう！

健康と福祉表彰者

電子申告のメリット

- 申告期間中 24 時間いつでもご自宅から申告ができ、訂正申告も簡単に行えます。
- 所得税還付申告の場合、早めに還付されます。(約 3 週間)
- 各種控除証明書など、一定の書類添付を省略することができます。
- 青色申告特別控除額の上限を 55 万円から 65 万円に増額できます。

必要なもの

【マイナンバーカードをお持ちの場合】
IC カードリーダライタ
またはマイナンバーカード読み取り対応スマートフォン
【マイナンバーカードをお持ちでない場合】
電子申告用の ID・パスワード
鯉沢税務署にて 5 分程の手続きで発行できます。
本人確認ができる書類をお持ちの上お訪ね下さい。

電子申告の流れ

- ① 国税庁ホームページから
確定申告書等作成コーナーへアクセス
- ② 画面の案内に従い金額等を入力すると税額等が
自動計算され、確定申告書が作成されます。
- ③ 作成した確定申告書を e-Tax で送信
※作成した申告書は印刷して税務署に郵送することも可能ですが、控除証明書等の添付書類が必要です。

確定申告書
作成コーナーは
こちらから



e-Tax はこちらから



町では、例年2月中旬より申告相談会を開催しております。今年度は新型コロナウイルス感染症対策の観点から混雑を軽減するため、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用してのパソコン・スマートフォンからの申告をお勧めしています。是非この機会にご利用下さい。



国鯉沢税務署 ☎ 0556-22-3191

償却資産(固定資産税)の 申告をお願いします

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産も課税の対象となります。町内で事業を営んでいる方で償却資産を所有している方、または町内の事業者が償却資産を貸し付けている方は、令和3年1月1日現在所有の償却資産について町へ申告していただくことになります。(地方税法第 383 条)

本町では税務課窓口や郵送による提出のほかに、eTAX(エルタックス)を利用した電子申告が可能です。電子申告の詳細については、町HP(<http://www.town.ichikawamisato.yamanashi.jp>)の暮らしの情報「税」コーナーをご覧ください。

資産税係からのお知らせ

【申告期限】令和3年2月1日(月)

償却資産とは
事業のために用いる構築物、機械及び装置、フォークリフトなどの運搬具、工具・器具及び備品など

※事業用太陽光発電設備も申告の対象となります。(住宅用でも、発電出力10kw以上の設備は、売電事業用の資産となりますので、ご注意下さい)

令和3年度新型コロナウイルスに係る固定資産税減免措置により軽減される場合があります。詳細は3ページ下部をご覧ください。

【提出先・問い合わせ】
町税務課資産税係 ☎ 055-272-1104 (内線 143)

災害について考える特集

みんなで避難を考える――

風水害・地震
対策ガイドブック

町防災課

☎ 055-272-1175



シリーズ⑨

待ったなし！
深刻！災害時のトイレ問題

命にかかわる大問題!? 「汚い」だけじゃすまされない！ そのとき、トイレはどうする？

ママ 「ねえパパ、災害でトイレが使えなくなったら、どうしよう？」

パパ 「ウチなんか都会と違って、庭があるからいざとなったら穴でも掘って、シートで隠せば、用ぐらい足せるだろう」

ママ 「パパはそれでもいいかもしれないけれど、皆がみんな、そうはいかないんじゃない？」「音とか臭いも気になるし、もし通りを歩いている人から見られたりしたら…」
「それに、夜とか雨の日とか真冬だったらどうするの？私は庭では無理。」

パパ 「別に命にかかわることじゃないだろう。」「いざとなれば大丈夫、どうにかなるさ。」

ママ 「そうはいつでも、何とかならないかなあ？」

注目!! 災害時のトイレで起こる悪循環

トイレの水を流せない ⇒ 我慢できずトイレを使う ⇒

トイレが汚れたままで不衛生 ⇒ トイレに行きたくないで飲食を控える ⇒ 脱水
⇒ エコノミー症候群など健康に大きな影響がでる。

トイレの確保は、命を守ることであり、尊厳を守ることにつながります。



対策②
大きな黒いポリ袋、
新聞紙、塩素系消
毒剤を備蓄して災
害用トイレの代替
えを準備しておく。



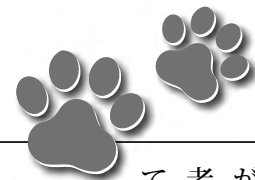
対策①
市販の
災害用トイレ
を備蓄する。

災害が起こると、避難所でもトイレが使用できなくなる可能性があります。
飲み物や食べ物があっても、トイレが使えなかったら飲む？食べる？

※対策について不安なことがあれば町防災課までご相談下さい。

山下防災アドバイザーの声

各家庭の状況にあわせて備え、災害を乗り越えましょう
クリスマスプレゼントに災害時に役立つものはいかがですか？



最近、一部の心無い飼い主の方が周囲に迷惑をかけており、飼い犬に関する苦情が多く寄せられています。
地域社会で暮らす以上、犬を飼うときは、近隣住民に迷惑をかけないように飼うのが基本です。
犬が好きな人・犬が嫌いな人など様々な方がいます。トラブルを防ぎ大切なペットを悪者にしないためにも、きちんとマナーを守って飼いましょう。

ペットとの生活は、あなたの生活を豊かにしてくれる楽しいものです。しかしペットを飼うということはその命に責任を持ち、一生分の幸せを預かるということでもあります。あなたのペットが幸せな生涯を過ごせるよう責任をもって飼って下さい。



犬を飼われている方へ 飼い方のマナー

大丈夫
ですか？



町生活環境課 ☎ 055-272-6092

今一度確認！ 犬を飼うためのルール

- 狂犬病予防法により生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防接種が義務付けられています。必ず行いましょう。
- 迷子になった時のため、鑑札や注射済票、連絡先を犬の首輪等につけておきましょう。
- 見やすい場所（門柱や玄関）に犬を飼っている旨を表示しましょう。
- 犬の健康管理に気を付けましょう。
- 散歩の際に出た糞は必ず持ち帰りましょう。
- 犬の放し飼いは法律で禁止されています。自宅の敷地内でも必ず係留しておきましょう。
- 外出、散歩の際は必ずリードをつけましょう。
- 大小屋の周囲は常に清潔にしておきましょう。
- 無駄吠えしないようにしつけましょう。
- 災害時の備えをしておきましょう。（餌など備蓄品の準備、日常のしつけ等）
- 最期まで責任をもって飼いましょう。

あなたはできていますか？ 最近特に多い3つの苦情

フン尿の後始末をしましょう

最近とくに苦情が増えています。道路や畑、他人の庭にフンをしてそのままの飼い主がいます。道路や公園、畑や他人の敷地は犬のトイレではありません。散歩中にしたフンは必ず持ち帰りましょう。またペットボトルの水を持ち歩き、おしっこをしたらその水で洗い流しましょう。

犬を放してはいけません

放し飼いは法律で禁止されています。散歩中は当たり前ですが自宅でも常に係留しておきましょう。小型犬やおとなしい犬も何かの拍子に人に噛みついたり飛びついたりして、他人に危害を加えてしまうことがあります。また急な飛び出しによる交通事故や迷子を防ぐことができます。「うちの犬は大丈夫」と過信せずリードは常につけておきましょう。

無駄に吠えないようにしつける

番犬としては吠え声は大切かもしれませんが、住宅地では近隣の迷惑になります。無駄吠えをしないようにしつけましょう。外部からの刺激で吠える場合はその原因にあった対策をしましょう。人が気になるようなら大小屋の移動、特定のものに対して吠えるならそのものを遠ざけるなど、あまり吠えるようならその間は家の中に入れるなどの対策をしましょう。

